

令和5年4月11日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」の一部改正について

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記通知改正につきまして、日本医師会より通知がありましたので、情報提供いたします。

本改正は、予防接種法に基づくヒトパピローマウイルス感染症の定期の予防接種において組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用可能とすることに伴うもので、本年4月1日より適用されます。概要は下記のとおりです。

貴会におかれましてはご了承の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

○ヒトパピローマウイルス感染症の定期の予防接種（接種の積極的勧奨の差控えにより接種機会を逃した方に対して、時限的に、従来の定期接種の対象年齢を超えて行う接種（キャッチアップ接種）を含む）を受けたことによるものと疑われる症状の報告にあたっては、組換え沈降2価又は4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを用いて規定の回数の一部を完了した者が、残りの接種を組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンで完了させる接種（交接種）の後に生じた症状である場合、予防接種後副反応疑い報告書の「接種の状況」欄に予診票での留意点としてその旨を明記すること。

○ヒトパピローマウイルス感染症のキャッチアップ接種において、過去に接種したヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンの種類が不明の場合については、結果として、異なる種類のワクチンが接種される可能性があるため、予防接種後副反応疑い報告書「接種の状況」欄に予診票での留意点として過去に接種したヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンの種類が不明である旨を明記すること。

【参考】

日本医師会メンバーズルームから別添文書の閲覧が可能です。

https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsyo/data3/kenko2/2023ken2_122.pdf

※閲覧にはユーザー名とパスワードでのログインが必要です。

ユーザー名：会員ID（日医刊行物送付番号）の10桁の数字（半角で入力）です。

宛名シール下部に印刷されている10桁の数字です。

パスワード：生年月日の「西暦の下2桁、月2桁、日2桁」を並べた6桁の数字（半角）

大阪府医師会・地域医療1課
(06-6763-7012)